

「さぬぼん」の着ぐるみの活用に関する応募要領

1. 趣旨

「さぬぼん」の着ぐるみを貸し出すことで、教育文化活動の充実や文化振興に向けた啓発を効果的に行うことを目的とする。

2. 対象者

行事を主催する地方公共団体、教育委員会、学校（幼稚園、こども園、保育園（所）を含む）、その他香川県教育委員会教育長が認めるもの。

3. 申込方法 ①～②のいずれか

貸出しを希望する団体は、「使用上の注意事項」をよく読んで内容をご確認いただき、以下の手順で申し込んでください。



① 香川県電子申請システム（推奨）

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12996

② 電子メール

「さぬぼん」の着ぐるみ使用申請書に必要事項を記入しお送りください。

送付先：生涯学習・文化財課（代表）shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp

※県教育委員会 生涯学習・文化財課のページからダウンロードできます

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/syokai/organization/kfvn.html>

【ご留意ください】

- 最初の募集締め切りは当年度の4月末日です。最初の調整後は、随時申し込みを受け付けますが、空いている日程で調整します。
- 希望日程については、第2希望までお書きください。貸出期間は使用日前後1日を含む3日間（土日を含む場合は4～5日間）を原則とします。使用日を土日祝日に設定することは可能ですが、貸出日・返却日は平日のみ（8時30分から17時）となります。
- 希望日が重複する場合はご希望に添えないことがあります。

4. 使用料 無料

5. 貸出・返却について

- ①貸出しが決定次第、生涯学習・文化財課よりお知らせします。
- ②着ぐるみの受取・返却は申請団体が行うことになりますので、ご了承ください。



問合せ先

〒760-8582 高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課 担当：大藪

TEL:087-832-3774 E-mail; shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp

「さぬぼん」の着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、教育文化活動の充実や文化振興に向けた啓発を効果的に行うことを目的として、「さぬぼん」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）を活用する際、その使用に係る必要な事項を定める。

(範囲)

第2条 この規定で定める着ぐるみは、次に掲げるものとする。

- (1) 着ぐるみ1号
- (2) 着ぐるみ2号

(対象行事及び対象者)

第3条 着ぐるみは、前項の趣旨に沿う場合に使用することができる。

- 2 対象者は、前項の行事を主催する地方公共団体、教育委員会、学校（幼稚園、こども園、保育園(所)を含む）、その他香川県教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）が認める者とする。

(使用の申請)

第4条 着ぐるみを使用しようとする者は（以下、「使用者」という。）は、事前に「「さぬぼん」の着ぐるみ使用申請書（様式）」を担当課に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 使用者は、着ぐるみを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した行事以外で使用してはならない。
- (2) 無断で着ぐるみを第三者に貸与してはならない。
- (3) 着ぐるみを使用する際は、危険な行為をしてはならない。
- (4) 着ぐるみを使用中に第三者に損害を与えた場合は、使用者がこれに対する全責任を負うこととする。
- (5) 着ぐるみの使用の際は、汚れたり破損したりすることのないよう注意して使用しなければならない。なお、汚れや損傷が甚大な場合は、使用者にクリーニング及び修繕等を求めることができる。
- (6) その他、教育長が特に附した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め)

第6条 教育長は、使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は使用を差し止めることができる。

- (1) 使用行事及び使用方法が、第1条の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (2) 物品販売に使用する等、直接的に利益が発生する場合に使用するとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党、候補者、宗教団体、営利団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他、教育長が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 着ぐるみの使用料は無償とする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、着ぐるみ使用の権利を譲渡、または転貸することができない。

(補足)

第9条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみの使用について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。